

# 経営者協会だより

中小企業経営者協会  
中小企業経営労務研究所  
横浜市青葉区青葉台2-10-20 第2志田ビル3階1号室  
TEL: 045-988-5155 FAX: 045-988-5165  
http://www.chukeirou.jp  
E-mail: chuokeirou@gol.com

## CONTENTS

page

- 1 過去最大の引き上げ幅  
最低賃金、全国平均 26 円アップの 874 円
- 2 **特集**  
年末調整の作業を確認しましょう
- 4 **TOPICS**
  - 改正健康増進法 事務所や店舗は原則屋内禁煙に
  - 20代が嫌がる「昭和的な働き方」とは？
  - 有期事業の一括、地域要件を廃止して利用しやすく
- 6 働き方改革で、こう変わります！  
中小企業の割増賃金率引き上げ
- 7 すっきりわかる。社会保険  
定期昇給と繁忙期が重なるときは  
「年間平均による随時改定」を
- 8 社員のSNS対策は必要？  
社員のSNS利用、会社にどんなリスクがある？
- 8 労務ひとこと  
女性の管理職は増えている？

## 過去最大の引き上げ幅 最低賃金、全国平均26円アップの874円

厚生労働省は8月10日、今年度の地域別最低賃金の改定額を発表しました。新しい最低賃金の全国過重平均額は前年度比26円増の874円となりました。最低賃金額が時給のみで示されるようになった平成14年度以降最大の引上げとなっています。

改定後の額は761円（鹿児島県）から985円（東京）で、最高額と最低額の格差は徐々に改善されてきてい

ます。最低賃金は、国（中央最低賃金審議会）が示した目安をもとに都道府県の審議会が決定します。今年は23県で

国の目安を上回ることとなりました。改定後の額は10月ごろから都道府県ごとに順次適用されます。

地域別最低賃金の額

(円)

都道府県	最低賃金額	引上額	都道府県	最低賃金額	引上額	都道府県	最低賃金額	引上額
北海道	835	25	石川	806	25	岡山	807	26
青森	762	24	福井	803	25	広島	844	26
岩手	762	24	山梨	810	26	山口	802	25
宮城	798	26	長野	821	26	徳島	766	26
秋田	762	24	岐阜	825	25	香川	792	26
山形	763	24	静岡	858	26	愛媛	764	25
福島	772	24	愛知	898	27	高知	762	25
茨城	822	26	三重	846	26	福岡	814	25
栃木	826	26	滋賀	839	26	佐賀	762	25
群馬	809	26	京都	882	26	長崎	762	25
埼玉	898	27	大阪	936	27	熊本	762	25
千葉	895	27	兵庫	871	27	大分	762	25
東京	985	27	奈良	811	25	宮崎	762	25
神奈川	983	27	和歌山	803	26	鹿児島	761	24
新潟	803	25	鳥取	762	24	沖縄	762	25
富山	821	26	島根	764	24	全国平均	874	26

地域別最低賃金(全国平均)の推移

